

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止（第8条・第9条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第10条—第14条）

第4章 鹿屋市男女共同参画審議会（第15条—第21条）

第5章 雑則（第22条）

附則

我が国では、日本国憲法に個人の尊重、法の下での平等及び家族生活における個人の尊厳と両性の本質的平等がうたわれ、国際社会の取組と連動しつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきた。しかし、今もなお、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念や慣行は依然として根強く残っており、なお一層の努力が求められている。

活力ある鹿屋市の未来を築くためには、男女がお互いの人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、性別に関係なくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現するための取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する男女共同参画の機会に係る男女間の格差を解消するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対して、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- (4) 事業者等 市内において事業活動を行っている個人及び法人その他の団体並びに市内において自発的な社会活動を行っている非営利の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手に不快感を与え、相手の就労環境その他生活環境を害し、又は不利益を与える行為をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際の相手方等相互に親密な関係にあり、又は親密な関係にあった男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づいて推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して、影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるように配慮されること。
- (5) 全ての人々がそれぞれの性に関する身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産、その他の性と生殖に関する事項について、自らの意思が尊重された上で、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進について、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者等並びに国及び他の地方公共団体との連携に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育の推進)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性にかんがみ、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止

(男女共同参画を阻害する行為の禁止)

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他他者に対して身体的若しくは精神的苦痛を与え又はそれを助長するような行為をしてはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識又はドメスティック・バイオレンスを助長する表現及び男女共同参画を阻害するおそれのある過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施す

るために必要な事項

- 3 市長は、基本計画を定めようとするときは、第15条の鹿屋市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、この条例に規定する基本理念等に配慮しなければならない。

(年次報告)

第12条 市長は、毎年、基本計画に基づいた施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(具体的施策)

第13条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 男女共同参画を推進するために必要な体制を整備するとともに、法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずること。
- (2) 市の施策の立案及び決定に際し、男女が共同して参画する機会を確保するとともに、審議会等における各種委員を選出する場合に当たっては、男女の均衡を図るよう積極的改善措置を講ずること。
- (3) 男女共同参画の推進に関する市民及び事業者等の理解を深めるように広報啓発活動を行うこと。
- (4) 市民及び事業者等が行う男女共同参画に関する活動を推進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うこと。
- (5) ドメスティック・バイオレンスの防止に努め、被害を受けた者に対し、必要に応じた救済を行うこと。
- (6) 男女共同参画の推進に関する具体的施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題について調査研究すること。
- (7) 男女が共に、子育て、家族の介護その他家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動を両立することを可能とするため、情報の提供その他必要な支援を行うこと。
- (8) 男女共同参画の視点を取り入れた防災及び災害復興の体制を確立するよう必要な措置を講ずること。

(市民等の申出)

第14条 市は、市が実施する施策に関して、男女共同参画の推進に影響を及ぼすものとして市民又は事業者等からの申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。

2 市は、第8条及び第9条に規定する男女共同参画を阻害する行為に関し、市民又は事業者等からの申出があったときは、関係機関と連携して適切に処理するよう努めるものとする。

第4章 鹿屋市男女共同参画審議会

(審議会)

第15条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、鹿屋市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策又は重要事項を調査審議し、市長に答申すること。

(2) 男女共同参画の推進に関し必要と認められる事項について調査審議し、市長に意見を述べること。

(組織)

第16条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員のうち男女いずれか一方の委員の数は、審議会の委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市内に居住する者で公募によるもの

(3) 行政機関の職員

(4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第17条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第18条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第19条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（専門部会）

第20条 男女共同参画の推進に関する専門の事項を調査するため必要があると認めるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 専門部会の運営その他必要な事項は、別に定める。

（庶務）

第21条 審議会の庶務は、市民生活部市民課において処理する。

第5章 雑則

（委任）

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に策定されているかのや男女共同参画プランは、第10条第1項の規定に基づき策定された基本計画とみなす。
- 3 鹿屋市報酬及び費用弁償条例（平成18年鹿屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和3年3月23日条例第1号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）